

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
405	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許に当たり、アンテナの送受信能力(空中線利得)の上限を引き上げる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正する省令(平成17年総務省令第84号)	平成17年5月16日施行(措置済)	総務省
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。	全部	(5GHz帯無線アクセスシステム) 無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和する。 (22/26/38GHz帯無線アクセスシステム) 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部を改正する省令(平成17年総務省令第82号) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正する省令(平成17年総務省令第84号) 周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)の一部を変更する件(総務省告示第572号)	平成17年5月16日施行(措置済)	総務省
410	国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業	ロケット打ち上げ射場における国内衛星の打ち上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備(無線局)についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	電波法関係審査基準(総務省訓令第67号)を改正することに対応予定	平成17年10月施行予定	総務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
509	外国企業支店等開設促進事業	地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	入国・在留審査要領(平成17年7月26日付け法務省管第3260号)	平成17年9月1日施行(措置済)	法務省
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署にあらかじめ職員を常駐させる。	全部	<p>全国展開に際し 執務時間外の通関体制整備を図る官署にあっては、通関需要の多い時間帯(例えば、臨時開庁申請が1時間当たり1件以上)にはあらかじめ職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とする。また、それ以外の官署にあっては、執務時間外の通関需要に的確に対応する。</p> <p>通関需要の見極めを行う。それに的確に対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間当たり1件を大きく下回らない程度(2分の1程度)を継続してあらかじめ常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間当たり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備する。</p>	税関の執務時間外における通関体制の整備について(平成17年6月15日付け財関第771号)	平成17年7月1日施行(措置済)	財務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
706	距離基準の延長による 保税蔵置場の設置促進 事業	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関 官署からおおむね25キロメートル以内の場所 にあることが要件とされているが、その距離をお おむね100キロメートル以内に延長する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	「関税法基本通達の一部改正 等について」(平成17年4月2 7日付け財関第564号)	平成17年5 月2日施行 (措置済)	財務省
803 (818)	不登校児童生徒等を対 象とした学校設置に係る 教育課程弾力化事業	不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象と した学校において、教育課程の基準によらない教 育課程の編成・実施を可能とする。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件 のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主 体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関 与は、憲法、教育基本法及び学校教育法上の 観点から必要最小限なものとする。	学校教育法施行規則(昭和2 2年文部省令第11号)の一 部を改正する省令(平成17 年文部科学省令第38号)	平成17年7 月6日施行 (措置済)	文部科学省
805	IT等の活用による不登 校児童生徒の学習機会 拡大事業	地方公共団体等がIT等を活用して提供する学習 活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや 自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要 録上出席扱いとし、また、成果を評価に反映す る。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件 を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団 体が判断するものとする。	「不登校児童生徒が自宅にお いてIT等を活用した学習活動 を行った場合の指導要録上 の出欠の取扱い等について」 (17文科初第437号)	平成17年7 月6日実施 (措置済)	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
807	幼稚園における幼稚園 児及び保育所児等の合 同活動事業	幼稚園の教諭の専任規定にかかわらず、幼稚園 の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年 齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能と する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	幼稚園設置基準(昭和31年 文部省令第32号)の一部を 改正する省令(平成17年文 部科学省令第35号)	平成17年5 月13日施行 (措置済)	文部科学省
823	幼稚園と保育所の保育 室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指 針について」に基づき設置された施設において、 一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保 育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化さ れた施設における幼稚園児 及び保育所児の合同活動並 びに保育室の共用化に係る 取扱いについて」(17文科初 第262号)	平成17年5 月13日実施 (措置済)	文部科学省
831	保育所と合同活動を行う 場合の幼稚園の面積基 準の特例事業	幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園に おいては、幼稚園設置基準別表第1に定める園 舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積に ついて、幼稚園と保育所との共用部分全体を含 めて計算することができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	幼稚園設置基準(昭和31年 文部省令第32号)の一部を 改正する省令(平成17年文 部科学省令第35号)	平成17年5 月13日施行 (措置済)	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
914	保育所における保育所 児と幼稚園児の合同活 動事業	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」(平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号)	平成17年5月13日実施 (措置済)	厚生労働省
921	幼稚園と保育所の保育 室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」(平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号)	平成17年5月13日実施 (措置済)	厚生労働省
1001	地方公共団体又は農地 保有合理化法人による 農地又は採草放牧地の 特定法人への貸付け事 業	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。	全部	弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)及び農地法(昭和27年法律第229号)の一部改正を含む農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号)	平成17年9月1日施行 (措置済)	農林水産省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。</p> <p>1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地(実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体と協定を締結しているものに限る。)</p> <p>2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地(実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と協定を締結しているものに限る。)</p>	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)の一部を改正する法律(平成17年法律第52号)	平成17年9月1日施行(措置済)	農林水産省
1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業等を追加する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)等の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第93号)	平成17年9月1日施行(措置済)	農林水産省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1006	農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業	農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。	全部	現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)等の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第93号)	平成17年9月1日施行(措置済)	農林水産省
1202	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	公有水面埋立地における用途変更について、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用についても可能とする。	全部	規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日付け国河政第28号、国港管第253号)	平成17年7月1日施行(措置済)	国土交通省
1211	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	構造改革特別区域内の道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更をする場合の取扱いについて(平成15年8月28日付け国道有第38号)に換えて、新たに全国展開のための通達を発出することで対応予定	平成17年10月に施行予定	国土交通省